

障がいのある方や家族のあんしんのために

～地域生活支援拠点等事業～



二戸地域生活支援拠点等事業とは？

障がい者の高齢化・重度化や「親亡き後」に備えるため、障がい者等の生活を地域全体で支える体制です。

二戸圏域における取り組み

相 談



緊急時に支援が見込めない世帯等を把握・登録し、常時（24時間）の連絡体制の構築を図ります。障がい福祉サービス事業所等と連携し、短期入所の体験利用など必要なサービス利用のための支援をします。

緊急時の受け入れ

短期入所等のサービスの利用調整や医療機関への連絡を行います。ヘルパーや短期入所を利用した受け入れの対応をします。

対象者

二戸市、一戸町、軽米町、九戸村のいずれかに在住し、援護の主体となる在宅で生活し、下記のいずれかに該当する緊急時の生活の維持に不安をお持ちの方



1. 身体障害者手帳の交付を受けている者
2. 療育手帳の交付を受けている者
3. 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者または自立支援医療受給者証(精神通院)の交付を受けている者
4. 発達障害者支援法第2条第2項に規定する者
5. 指定難病など障害者総合法支援法の対象疾病に罹患している者

緊急時の定義

1. 介護を担う者が急病、入院、死亡等で不在。
2. 1に近い状態になり、障がい者等のケアが出来ない、日常生活が危ぶまれる、在宅での生活ができない状況。
3. 虐待等により突発的に保護が必要な状況。

※なお、冠婚や旅行等の計画的利用が見込まれるものは除きます。
また、大規模災害は想定していません。



例) 家族が緊急入院をしたため障がいのある本人が一人自宅に残された。

登録方法

利用にあたって事前に登録が必要になります。
担当の相談支援専門員にご相談ください。緊急受け入れ時に必要な情報（生活環境、障がい特性、服薬等）を伺います。事前登録で得た情報は障がい福祉サービス事業所、相談支援事業所、市町村など関係機関にて共有し個人情報保護法に基づき取り扱います。

緊急事態が発生した場合は？

担当の相談支援専門員にご相談ください。
土日祝日、夜間により相談支援専門員の連絡先につながらない場合には、下記の総合コーディネーターにご連絡ください。

【総合コーディネーターの問い合わせ先】

- ・二戸地域基幹相談支援センター
(カシオペア障連) 0195-23-6608
- ・つくし相談支援事業所 0195-43-3201

【地域生活支援拠点等事業の問い合わせ先】

- ・二戸市福祉課 0195-23-1315
- ・一戸町福祉課 0195-32-3700
- ・軽米町健康福祉課 0195-46-4736
- ・九戸村保健福祉課 (代表) 0195-42-2111 (直通) 0195-42-2113

